2026年10月30日

各　位

会　社　名　　ソニーグループ株式会社
代 表 者 名　　代表執行役　十時裕樹
（コード番号　　6758　東証 プライム）
問 合 せ 先　　ＩＲ 部 ＩＲ グループ
（TEL03－6748－2111(代表)）

業績連動型株式ユニット（PSU）の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の報酬委員会において業績連動型株式ユニット（以下、「PSU」という。）による事後交付型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議したことを本日付の「業績連動型株式ユニット（PSU）による事後交付型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」にてお知らせしましたが、本日、本制度に基づき、当社の執行役その他の役員及び従業員ならびに当社子会社の取締役その他の役員（以下、「対象者」という。）に対して PSU を付与することを決定しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

１．第１回 PSU の概要

（１） 対象者及びその人数ならびに付与する PSU の数

当社の執行役その他の役員	６名	（計 404,930 ユニット、最大 809,860 株に相当）
当社の従業員	４名	（計 15,140 ユニット、最大 30,280 株に相当）
当社子会社の取締役その他の役員	８名	（計 202,290 ユニット、最大 404,580 株に相当）
	計 18 名	（計622,360ユニット、最大1,244,720株に相当）

上記の最大株式数は、業績条件の達成状況に基づき決定される値が上限である 200%の場合に権利確定時に交付される当社の普通株式（以下、「当社株式」という。）の数を記載しています。

（２） PSU の権利確定方法

PSU の付与日から、PSU の付与日の属する事業年度開始の日から３年間（３事業年度）（以下、「業績評価期間」という。）の末日までの間、対象者が継続して当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第３項に定める子会社及び同条第５項に定める関連会社をいい（以下同じ。）、当社と併せて以下、「当社グループ会社」という。）の取締役、執行役その他の役員又は従業員のいずれかの地位にあることを条件として、当社の PSU に関する社内規則（以下、「PSU 規程」という。）に定める日を権利確定日として、PSU 規程に定める業績評価期間における当社の株主総利回り（PSU 規程において定義される。）等の業績条件の達成状況に基づき決定される値（０%を下限、200%を上限とする。）を、付与したユニットの数に乗じて得られる数の当社株式について権利確定します。

ただし、対象者が死亡により当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員又は従業員の地位を喪失した場合には、当該地位喪失後の一定の時期に、対象者の死亡時点において対象者が保有するユニットの数をもとに、当社が必要又は望ましいと考える調整を加えた業績条件の達成度を加味して決定した株式数について権利確定するものとします。なお、当社の報酬委員会又は人事を担当する上級役員は当該株式数を合理的な範囲で調整することができるものとします。

また、業績評価期間の末日以前に、対象者が死亡以外で当社の報酬委員会又は人事を担当する上級役員が正当と認める理由により、当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員又は従業員の地位を喪失した場合には、当該地位喪失後の一定の時期に、対象者の地位喪失時点において対象者が保有するユニットの数をもとに、当社が必要又は望ましいと考える調整を加えた業績条件の達成度及び対象者の在籍期間を加味して決定した株式数について権利確定するものとします。なお、当社の報酬委員会又は人事を担当する上級役員は、当該株式数を合理的な範囲で調整することができるものとします。

２．PSU の付与日

2026 年 11 月 25 日（予定）

３．当社株式の交付の方法及び時期

当社は、第１回 PSU の権利確定後、速やかに、当社グループ会社から対象者に支給された当社グループ会社に対する金銭報酬債権（なお、当社は、当社の関係会社の対象者に付与された金銭報酬債権に係る当該関係会社の対象者に対する債務について併存的債務引受けをします。）の現物出資と引換えに、当社の代表執行役の決定に基づく自己株式処分によって、当社株式を交付します。また、当社が必要と認める場合には、当社の関係会社が金銭報酬債権を当該対象者に対して付与することに代えて、当社は、当社の関係会社をして、当該金銭報酬債権の額と同額の金銭を当該対象者に対して支給させるなどの適切と認める措置をとることができるものとし、この場合、当該対象者は、当社に対して株式と引き換えに金銭を払い込むことにより、当社株式を取得するものとします。なお、当社の発行済株式総数が株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減する場合、併合・分割の比率を乗じて交付する株式数を調整します。

また、本制度により処分される当社株式の１株当たりの払込金額は、処分に係る当社の代表執行役の決定の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象者に特に有利とならず、かつ関連する法令により認められる範囲において当社が決定する額とします。

なお、対象者が死亡した場合、当社株式の交付が困難な特段の事情が生じた場合、その他当社が必要と認める場合には、当社は、その裁量により、対象者又はその承継者に対して同等の価値を有する金銭を支給することにより、当社株式の交付に代えることができるものとします。

４．その他の事項

（１） PSU の消滅事由

権利確定日までに、（ⅰ）対象者が PSU を放棄した場合、（ⅱ）対象者が禁錮以上の刑に処せられた場合、（ⅲ）対象者について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合、（ⅳ）対象者が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合、及び、（ⅴ）その他当社が予め定める一定の事由に該当する場合、未確定の PSU の全部が消滅します。

（２） 組織再編等その他の事由が生じた場合の取扱い

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）にて承認された場合、その他当社が定める事由が発生した場合には、当社の報酬委員会の決議又は代表執行役の決定に基づき、当該組織再編等の効力発生日までの期間等を踏まえて合理的に定める数の当社株式、金銭又は組織再編等の相手方の株式を対象者に交付することができます。

（３） PSU の処分制限

対象者は、PSU について第三者への譲渡、質入その他の一切の処分をすることはできません。

（４） その他

PSU の付与時までに、対象者が当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員又は従業員のいずれの地位をも喪失した場合には当該対象者に対しては PSU の付与を行いません。

上記の他、本制度の導入目的及び概要につきましては、本日付で当社が公表しました「業績連動型株式ユニット（PSU）による事後交付型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

当社は、第１回 PSU の権利確定に際して行う自己株式処分に係る臨時報告書を関東財務局長に提出します。

なお、当社は、本制度に基づき交付される株式に係る登録書類（Form S-8）を米国証券取引委員会に提出します。

以上